

公益財団法人 アダチ伝統木版画技術保存財団

事業計画書

平成 30 年度

平成 30 年度事業計画書

(自：平成 30 年 4 月 1 日)

(至：平成 31 年 3 月 31 日)

本年度は、これまで以上に公益性の高い事業に重点を置き、定款第 3 条に定める目的を達成するための事業の整理及び最適化を進めることにより具現化をはかり、本財団の目的を追求する。

〈事業内容〉

(1) 伝統木版画の制作技術等に関する調査研究等の奨励

① 研究等奨励交付事業

研究等奨励交付事業では伝統木版画の制作技術等に関して、研究・技術・絵画・素材・広報という部門において、調査、研究、実践活動の実施または計画している研究者、実施者に対し選考を行い、奨励対象者に、奨励金を交付している。平成 21 年度からは、特に絵画部門に焦点をあてた公募「アダチ UKIYO E 大賞」を実施し、毎年 2-5 名の受賞者に奨励金の交付と共に受賞作品の木版画制作・発表を行っており、本年度で第 10 回を迎える。本年度は、第 10 回記念特別賞を設け、例年の大賞、優秀賞以外に特別賞受賞者の作品も木版画作品にすることとする。また、審査は、昨年度同様、公募に挑戦しやすくするために、テーマを設けずに、応募者の制作活動をまとめたポートフォリオの審査とする。公募期間は 6 月より 12 月末迄の約 7 ヶ月を予定し、2 ヶ月以内にあらかじめ組織された審査委員会が選考基準に基づき審査し、応募者の中から本年度の交付対象者を決定する。審査結果については、本財団ホームページにて発表する。選ばれた優秀作品は、伝統木版画の技術者により次年度中に木版画作品として仕上げられる。完成した作品は、審査結果同様公表する。本年度は、第 9 回受賞作品 2 作品が木版画として制作され、現代の UKIYO E として誕生する。

◆平成 30 年度 審査委員会

小山 登美夫 ギャラリスト

三井田盛一郎 東京芸術大学美術学部絵画科准教授

山下 裕二 明治学院大学文学部芸術学科教授 (敬称略、五十音順)

安達 以乍 卒 アダチ伝統木版画技術保存財団 理事長

〈事業内容〉

(2) 伝統木版画の制作技術者の育成事業

②後継者育成事業

財団設立以来、“育成事業”の主旨は、“次代を担う職人の育成”を目的に見習い期間中にある若年層(主に20代)を対象として育成金の交付を行うことにより育成の活性化及び促進を図ってきたが、数年前より対象者の減少が見られるようになったため、平成21年度より“育成事業”と“技術者研修育成”を統合し、本事業としている。本年度も昨年に引き続き下記のとおり、より総合的かつ効果的な運用を行うこととする。

■「浮世絵木版画彫摺技術保存協会」会員を対象にした育成金交付は規定に基づいた案件については審査、検討の上実施するよう努める。

■本財団独自の研修制度は21年目に入る。多くの応募者に研修の機会を増やすため、研修期間を6ヶ月間とし、二期(前期・後期)制度で実施している。昨年度、第21期研修生の募集を行ったところ、11名の応募があった。8月に実施した研修生インターンシップを踏まえ、書類選考をした結果、3名の面接及び実地試験をおこなったが、第21期前期研修生として該当者なしと判断した。そのため、平成30年度第21期高度技術研修生についての募集は、引き続き行う。

該当者がいた場合には、研修生には研修教材を供与するほか、月額10万円の助成金を支給し、研修の促進と継続性を高めるものとする。第21期研修生が6ヶ月の研修後、当該対象者が雇用された場合には、その雇用主に対し、月額5万円の補助金を支給するものとする。

- ・研修期間／平成30年4月1日～平成30年9月30日(前期)
平成30年10月1日～平成31年3月31日(後期)
- ・第21期高度技術研修生 該当者なし(平成30年3月現在)
- ・技術研修所 東京都新宿区下落合3-13-17

〈事業内容〉

(3) 伝統木版画の制作技術者に関する研修会の開催

③技術実演・研修事業

1) 技術実演会

主に美術館および美術系大学、また小・中・高等学校等を対象として、伝統木版画の制作技術等に関する啓蒙普及をはかるために、本財団の理事ならびに評議員の中より伝統木版画の制作技術等に精通する数名を

講師として、要請のある施設に派遣したうえで「技術実演会」を行うものとする。

本事業は、国内外を問わず広く一般からの要請によって実施する特に公共性の高い事業であることから、本年度も積極的に要請に応えていくこととする。本年度も、太田記念美術館をはじめとする美術館での浮世絵展関連イベントにおいて、“摺実演会”を年数回開催する。

また、木版画の制作現場の見学を希望する一般の方を対象とした“職人の技に触れる集い・浮世絵版画実演会”も実施より22年目に入り、引き続き本財団の常設展示場において、年6回の定期開催を予定している。

なお、近年、本実演会への見学希望者数の増加が著しく、また各種団体からの実演依頼も多くなっている。可能な限りこれらの要望に応え、定期的な実演以外に本年度も年5～6回程度の実演会を常設展示場において臨時開催する。

2) 研修事業

伝統木版画の制作技術習得に意欲をもつ学生や一般の方を対象に、基礎的な制作技術を体系的に理解かつ習得ができる版画教室を年数回、本財団の常設展示場をはじめ美術館や教育機関などで開催する。

財団設立当初より続き、本年度第24回を迎える「職人に学ぶ木版画教室」を実施し、参加者に職人から伝統木版技術を学びながら年賀状を制作していただく。定員20名のクラスを2つ開設し、広く一般に募集を行う。また、本年度からは、小中学校の生徒を対象にしたワークショップを夏休みに実施する。体験を通して伝統木版技術を学ぶ機会を作ることにより、次代を担う若者への啓蒙普及を促進させる。

そして、平成26年度からスタートした②後継者育成事業の研修対象者を選抜することを目的とした1週間程度の夏期限定のインターンシップ研修会は継続すると共に、目的に沿った研修事業を適宜実施することとする。

〈事業内容〉

(4) 伝統木版画の制作技術等に関する資料の収集及び公開

④ 技術展示紹介事業

本財団常設展示場では、伝統木版画の総合施設として、伝統木版画の制作技術に関する材料、道具そして制作工程等の展示を常時おこなうと共に、これまで収

集保存されてきた多くの文献資料等を公開している。これらの展示は、伝統木版画の技術伝承に関心を持つ個人や団体、また広く一般への啓蒙普及を目的として行われる。

そして、毎年恒例となっている版画教室の参加者による成果作品の展示等も常設展示場において開催し、財団事業の成果を広く一般に報告すると共に、啓蒙普及をはかる。さらに、美術館をはじめとする公共施設で開催される展覧会等において、主催者から要請がある場合には、事業成果作品や制作関連の展示品等の貸出を協調して実施する。

〈事業内容〉

(5) 伝統木版画の制作技術等に関する情報の提供及び刊行物の発行

⑤ 情報提供事業

テレビ、新聞、雑誌等マスメディアからの取材及び画像の貸出依頼、また、広く一般からの制作技術等に関する問合せや相談等に対応し、伝統木版画技術に関する情報提供を行っている。

国内外へ向けて伝統木版技術の魅力を伝え、多くの人々の共感を得るための情報伝達手段として、本財団ホームページの果たす役割が年々高まっている。一昨年のホームページリニューアル後は、海外からの問合せや賛助会員への入会も増えている。さらに広く一般の方への効果的な情報発信ができるようにソーシャルネットワークなどを利用しながら、国内外の人々と双方向のコミュニケーションを進めていくこととする。

また、事業計画・事業報告・収支報告など公益法人として重要な情報を随時ホームページにて情報公開を合わせおこなう。

一方、本財団の設立趣旨や事業の目的および内容等の普及、事業成果の公表を意図したレポートを年1回発行して、会員をはじめ一般に無償配布している。本年度は7月に、前年度の事業活動と収支報告を掲載した『木版 vol. 22』を3,000部発行する。

また、例年通り賛助会員には年に1回、活動の成果報告として進呈作品を無償で提供する。進呈作品のうち2点は、財団の活動主旨をご理解いただいた現代の作家の作品を伝統木版技術で制作し、新しい木版画として完成させる。新しい木版画作品を広く一般に公開することにより、財団の活動主旨をご理解いただくことを目的とする。

〈事業内容〉

(6)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

- ⑥木版画制作監修事業** 伝統木版画の制作技術を高いレベルで維持、継承するためには、浮世絵版画の復刻事業だけでなく、オリジナルの現代の木版画作品を制作することが最も重要である。本財団設立以来、特別顧問の先生方をはじめ多くの国内の著名作家のご協力により木版画制作を行ってきた。
- 近年、デジタル印刷技術が発達する中で、本財団が保存継承に努める伝統木版技術での作品制作には、他の印刷技法との違いや伝統木版技術特有の魅力を感じるような表現が重要となってくるものと考えている。本年度も引き続き、各方面の方々の協力を得ながら、伝統木版技術が持つ現代における可能性を模索し、活動していく。
- 特に、国内外で活躍するアーティストが絵師となり、伝統木版技術で制作する木版画作品“現代の浮世絵”を日本から世界へ発信していくプロジェクトを立ち上げ、現在進行中となっている。作家との交渉、制作監修、そして数年以内の展覧会開催を目指していく。このプロジェクトを実現させるため、各方面の有識者の方々が参画いただく実行委員会を設立する。